

LCV「諏訪圏情報BOX」の収録（第23回）について

- 放送日 平成31年3月5日（火） 3月12日（火）
- テーマ
「自動車税納期内納付のお願いと自動車に関するお知らせについて」
- 出演者
南信県税事務所諏訪事務所 主事 河西 里江
- 聞き手とのやりとり（概要）
 - Q1 「自動車税」について教えてください。
 - 自動車税は、4月1日現在で自動車をお持ちの方に、一年分の税額を納めていただく県の税金です。
車検証に記載されている所有者が納めていただくこととなりますが、自動車を自動車会社のローンで購入された場合は使用者に納税いただきます。
 - Q2 自動車税はいつまでに納めなければいけないのでしょうか。
納税通知書はいつ頃届くのでしょうか。
 - 平成31年度の自動車税は5月31日金曜日が納期限となります。
納税通知書は4月下旬から5月上旬にかけて発送しますが、発送数が膨大なこともあり、皆様のもとへ到着するまでおよそ1週間前後の開きがあります。そのため、家族の納税通知書が届いたのに自分のものはまだ来ない、といったことがおこることもございます。
また、平成31年度はゴールデンウィークが例年以上に長期になりますので、到着が昨年より遅れる可能性もあります。5月20日を過ぎても届かない場合は、お手数をおかけいたしますが県税事務所へお問い合わせください。
 - Q3 自動車税を納付する方法はどのようなものがありますか。
 - そうですね。県税事務所や金融機関の窓口のほかに、昼間に金融機関に行けない方のために、全国のコンビニエンスストアで納付ができるように

なっていますので、ぜひご利用ください。

その他にも、銀行口座からの自動引き落としや、取扱手数料が別途かかりますが、クレジットカード納付、銀行のインターネットバンキング、ATMを使ったペイジー納付などもありますのでご検討ください。

Q4 自動車を手放すときに注意することは何ですか。

- 冒頭でも申しましたが、4月1日現在の所有者に一年分の税金が課税されますので、年度の途中で車を手放されたときは、必ず名義変更もしくは、抹消登録をしてください。翌年の4月1日を過ぎても手続きがされていないと、車が手元がないのに、さらに1年分を納税しなくてはいけなくなってしまうので、個人間での売買や、3月以降の取引は特にお気を付けください。

Q5 自動車税が免除される制度があると聞きましたが。

- 身体障害者手帳をお持ちの方で、一定の要件を満たしていますと自動車税が一定の額、減免されます。

また、災害等で自動車を使用できなくなった場合の減免制度もあります。

詳しくは長野県のホームページでご確認いただくか、南信県税事務所諏訪事務所へお問い合わせください。

Q6 最後に一言おねがいします

自動車税は、県税収入全体のおよそ14%を占め、県の事業を進めるうえで、大変重要な財源となっています。

皆様の税金は長野県の行政事業、行政サービスとして還元していきますので、ぜひ気持ちよく納税いただきたいと思います。

南信県税事務所諏訪事務所の電話番号は0266-57-2905（くりかえし）となっております。自動車税に関して何かございましたら、こちらまでお電話ください。

また、軽自動車税は市町村の税金となっていますので、お問い合わせの際にはご注意ください。